平成２８年（フ）第４８８９号
大阪府摂津市正雀１丁目２番７―208号
債務者　大久保祐子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目33番１号ルミネス阪南801号
債務者　斉藤　友子（旧姓諸田）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６号
大阪市淀川区西三国３丁目24番４号
債務者　吉村　曉子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目13番18号　栄光アパート202号
債務者　中井　純子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３号
大阪府豊中市南桜塚４丁目13番11―204号
債務者　大橋さおり（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
熊本県菊池市大琳寺14番地１　マンション21盛美202号
債務者　德永　恵子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２８年（フ）第６２８７号
東京都板橋区高島平５丁目41－５　第三やまき荘102
債務者　大山　哲幸
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１３９号
東京都中野区鷺宮３丁目19―15―308、前住所埼玉県草加市金明町484―１―123
債務者　名村　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５３号
東京都大田区羽田１丁目17－６　Ｃａｍｅｌｌｉａ21　302
債務者　田村　智美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目13番７号松尾荘Ｂ－１
債務者　長郷　由行
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９５号
静岡市駿河区高松２丁目27番14号　グリーンリーフ高松102号、旧住所静岡市葵区北５丁目９番16号
債務者　大石由紀子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月13日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４１６号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目36番４－１号
債務者　鳥山　町子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１号
大阪府豊中市桜の町４丁目10番10号メゾンＴＭＫ202号室
債務者　岡本　倫子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
大阪府吹田市五月が丘西３番24―302号
債務者　河合英璃菜（旧姓谷川・長岡）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８号
大阪市淀川区野中南１丁目11番25―701号
債務者　松山　優子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２６６号
東京都新宿区上落合３丁目８番２号
破産者　村上建設株式会社
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係